平成２２年（フ）第７４５３号
大阪市旭区森小路２丁目３番27号　サンハイツ203号
債務者　池田　明子
1　決定年月日時　平成22年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月15日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７４７７号
大阪市鶴見区浜３丁目15番22号
債務者　松本　洋子
1　決定年月日時　平成22年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月15日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７５２３号
大阪府枚方市出口５丁目23番９号
債務者　川崎　朗子
1　決定年月日時　平成22年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月15日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７５５５号
大阪市住吉区苅田１丁目６番18号　山野マンション107号
債務者　湯之上はる美（旧姓石川）
1　決定年月日時　平成22年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月15日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７６０７号
大阪府茨木市総持寺台22番203号
債務者　磯部　智行
1　決定年月日時　平成22年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月15日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７６４５号
大阪府摂津市正雀本町１丁目25番４―602号
債務者　森下　裕尚
1　決定年月日時　平成22年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月15日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７６６２号
大阪市阿倍野区西田辺町１丁目20番29号歓哉園アパート15号
債務者　東山ヒロ子
1　決定年月日時　平成22年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月15日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７６７８号
大阪市住吉区苅田８丁目11番30―106号
債務者　藤田　茂夫
1　決定年月日時　平成22年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月15日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７６８０号
大阪府三島郡島本町東大寺３丁目１番８号
債務者　今村　　誠
1　決定年月日時　平成22年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月15日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７６９６号
大阪市西区南堀江１丁目18番14―805号
債務者　吉田　三江
1　決定年月日時　平成22年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月15日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７８２０号
大阪市住之江区新北島４丁目１番２―1302号
債務者　昼馬　朋子（旧姓三輪）
1　決定年月日時　平成22年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月15日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７８３０号
大阪市東住吉区山坂５丁目２番26号津田ビル301号
債務者　岡　　康子
1　決定年月日時　平成22年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月15日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７８３７号
大阪府豊能郡能勢町野間中601番地　向井アパート７号室
債務者　吉川　幸夫
1　決定年月日時　平成22年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月15日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７８３９号
大阪市浪速区大国２丁目10番８―301号
債務者　森井　健司
1　決定年月日時　平成22年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月15日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７８４９号
大阪市旭区赤川３丁目10番23号　ハイツ浅野302
債務者　山田　邦雄
1　決定年月日時　平成22年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月15日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３６１号
長崎県西彼杵郡長与町高田郷2327番地
債務者　山口　　充
1　決定年月日時　平成22年10月21日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月15日まで　長崎地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第４４３号
長崎県長崎市大園町３番６―803号
債務者　井川　幸枝
1　決定年月日時　平成22年10月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月15日まで　長崎地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第４５５号
長崎県長崎市鳴滝３丁目１―７、住民票上の住所長崎県西彼杵郡長与町嬉里郷804番地
債務者　中嶋　孝志
1　決定年月日時　平成22年10月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月15日まで　長崎地方裁判所民事部破産係